

国東市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定【概要】

1 計画の趣旨・経緯

- ①市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、県が策定する行動計画に基づき市が作成
- ②新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や感染症発生時の対策、関係機関の役割等を示したものの
- ③新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、令和6年に政府行動計画、令和7年に県行動計画が抜本的に改定されたことを受け、市も平成20年9月策定以来初の抜本的改定を実施

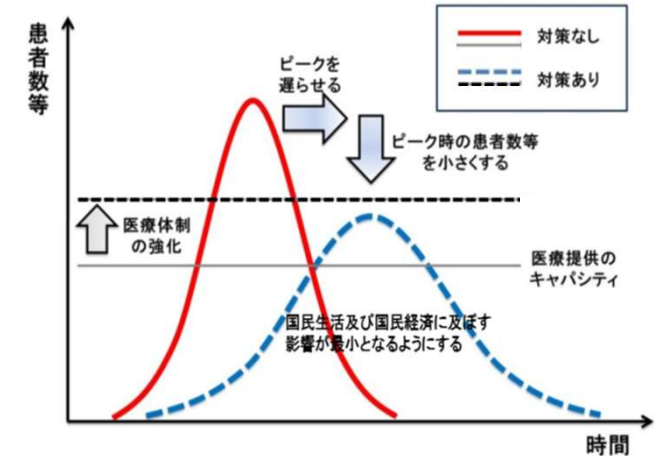
2 計画の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ②市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

3 改定のポイント

- ①新型コロナ、新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症危機に対応できるよう改定
- ②対策項目に、患者等の健康観察や生活支援に関すること、感染症対策物資等の備蓄に関すること等を新たに追加し、計7項目を設定
- ③感染状況や、ワクチン等の普及に応じた状況の変化に応じて、機動的な切り替えを行うことができるよう、準備期・初動期・対応期の3つの時期区分を設定
- ④感染症が発生する前の準備段階における体制整備や訓練の実施等の取組の充実

【新型インフルエンザ等対策のイメージ】



4 計画の対象となる感染症

- ①新型インフルエンザ等感染症
インフルエンザ又はコロナウイルス感染症
- ②指定感染症
既に知られている感染性であって、新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
- ③新感染症
人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

5 計画の構成

- 第1部：新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画
- 第2部：新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
 - 目的及び基本戦略、考え方
 - 幅広く対応できるシナリオ
 - 留意事項、役割分担、対策項目
 - 実効性を確保するための取組み等
- 第3部：新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組
 - ①～⑦の各対策項目

6 対策項目

市行動計画の目的を達成するため、次の7項目を主な対策項目とし、段階に応じた取組を行う。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

7 対応段階（時期区分）の想定

- 準備期**
新型インフルエンザの発生前（平時）に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間
- 初動期**
海外及び国内で新型インフルエンザ等の可能性がある感染症が発生した段階
- 対応期**
国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、流行状況の収束に至るまでの期間

国東市新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組【概要】

| | 準備期（平時） | 初動期（海外発生） | 対応期（県内発生） |
|------------------------|---|--|---|
| ① 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○市行動計画等の作成 ○国、県、市、医療機関等との連携強化 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○市対策本部設置の検討 ○全庁的な対応による人員体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○職員の派遣、応援への対応 ○緊急事態措置の検討 等 |
| ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> ○感染対策等の情報提供・共有 ○適切なリスクコミュニケーション実施のための体制整備 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○迅速かつ一体的な情報提供、共有 ○双方向コミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施 ○偏見・差別、偽・誤情報への対応 等 | |
| ③ まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染対策等の普及や、有事の対応等についての理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画又は業務計画に基づく準備 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民の生命及び健康の保護 ○状況変化等に応じた対策の切り替え |
| ④ ワクチン | <ul style="list-style-type: none"> ○供給体制・接種体制の構築 ○予防接種、ワクチンに関する情報提供 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○接種会場や医療従事者等の確保等接種体制の構築 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要な資材の供給 ○接種体制の継続 ○接種に関する情報提供・共有等 |
| ⑤ 保健 | <ul style="list-style-type: none"> ○人材育成及び連携体制の構築等 | <ul style="list-style-type: none"> ○県・保健所との感染症情報の共有、対応の見直し協議 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○県や保健所との患者の症状や感染症の特徴等の情報共有 ○健康観察及び生活支援の協力 |
| ⑥ 物資 | <ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況等の定期的な確認 | | <ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の確保、備蓄状況等の確認、円滑な供給体制の維持 ○備蓄物資等の供給に関する相互協力 |
| ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報共有体制、支援実施に係る仕組みの整備 ○要配慮者の把握や支援の準備 ○火葬体制の構築 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○一時的に遺体を安置できる施設等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○住民の生活及び地域経済活動の安定の確保 |